② 同種工事とは、「揚（用）排水ポンプ設備工事」を施工実績とし、規模は問わないものとする。

ただし、完成した農林水産省（沖縄総合事務局農林水産部所掌のものを含む。）発注工事の工事成績評定の評定点が65点未満のものを除く。

⑹ 保守サービス体制　工事完成、引渡し後においても会社組織（同系列会社のサービス組織を含む。）に、設備・製品に対する保守サービスを行う体制が迅速に対応できる範囲に整備されていること。

⑺ 配置予定技術者

① 配置予定技術者の専任　配置予定技術者を専任で配置することが必要となる工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第１項、第２項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項の定めによる。なお、専任期間の取扱いについては、以下のとおり。

ア 工場製作のみが行われている期間については、工事現場への専任を義務付けない。

なお、工場製作過程においても配置予定技術者が管理する必要があるが、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

イ 現場作業（設備の撤去、整備及び据付作業）については、専任を義務付ける。

ただし、請負契約が締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始するまでの間。）及び契約工期内であっても工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間は、専任を義務付けない。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（合格通知書における日付。）とする。

ウ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間は、専任を義務付けない。

② 配置予定技術者の配置　配置予定技術者は、下請合計金額が45百万円以上の場合は監理技術者、45百万円未満の場合は主任技術者を配置すること。

共同企業体については、下請合計金額が45百万円以上の場合、構成員のうち１社が監理技術者、その他の構成員は主任技術者を配置することとし、下請合計金額が45百万円未満の場合、構成員のすべての社が主任技術者を配置すること。

③ 配置予定技術者の資格　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置できること。

なお、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作段階と現場据付段階で別々の配置予定技術者であっても差し支えない。

ア 監理技術者にあっては、次のいずれかの資格又は経験を有すること。

㋐ 技術士（機械部門、総合技術監理部門（機械部門に係るもの））

㋑ 請負代金の額が45百万円以上の機械器具設置工事で２年以上の指導監督的な実務経験を有する者

㋒ 国土交通大臣認定者

イ 主任技術者にあっては、次のいずれかの資格又は経験を有すること。

㋐ 技術士（機械部門、総合技術監理部門（機械部門に係るもの））

㋑ 指定学科を卒業後に㋐高等学校（旧制実業高校を含む。）５年以上、㋑高等専門学校（旧制専門学校を含む。）３年以上又は㋒大学（旧制大学を含む。）３年以上の機械器具設置工事の実務経験を有する者

なお、指定学科とは、建設業法第７条第２号イに規定する学科をいう。

㋒ 10年以上の機械器具設置工事の実務経験を有する者

④ 配置予定技術者の施工経験

ア 上記⑸に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

共同企業体にあっては、構成員のうち１人（工場製作段階と現場据付段階で別々の配置予定技術者とする場合は各々で１人。）の監理技術者又は主任技術者が同種工事の施工経験を有すること。また、共同企業体としての施工経験は、出資比率が20％以上のものについて認める。

施工経験とは、契約工期の全期間に従事していることを原則とする。ただし、当該工事の契約工期と従事期間が異なる場合は、現場施工期間の３分の２以上又は１年以上の期間に従事したことが確認できること。

現場施工期間とは、契約工期のうち準備工期間及び工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。

なお、工場製作段階においては製作期間の施工経験、現場据付段階においては据付期間の施工経験があれば、それぞれの施工経験として認めるものとする。

イ 工場製作については、一元的な管理体制（ＩＳＯ9000Ｓ等の認証を取得した業者であること等。）のもとで行われる場合は、工場製作に関わる者の施工経験は問わないものとする。

⑤ 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑥ 主任技術者は、関連のある工事で、かつ、近接（10㎞程度）工事の場合、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

⑦ 入札参加を希望する建設業者と配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

⑧ 工場製作を担当した者は、現場据付において支援協力するものとする。

⑻ 技術提案に係わる技術的所見が適正であること。

⑼ 申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、東海農政局長から「東海農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年９月１日付け15海総第456号（理））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽ 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下この項において同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾ 同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⑿ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀ 次に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

３ 総合評価に関する事項

⑴ 評価項目

① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

② 企業評価

③ 技術提案

⑵ 総合評価の方法

① 「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

② 「施工体制評価点」の算出方法は、ヒアリング等により、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」として与える。

③ 「加算点」の算出方法は、上記⑴評価項目②及び③について評価した結果から得られた評価点の合計値に、加算点の最高点50点を評価点の合計の最高点54点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

加算点＝評価点の合計値×（加算点の最高点50点／評価点の合計の最高点54点）